

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（島根県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.51%	10.00%	11.02%	11.55%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,515円	5,800円	6,391円	6,699円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,466円	6,800円	7,493円	7,854円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,417円	7,800円	8,595円	9,009円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,368円	8,800円	9,697円	10,164円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,319円	9,800円	10,799円	11,319円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,890円	10,400円	11,460円	12,012円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,461円	11,000円	12,122円	12,705円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,221円	11,800円	13,003円	13,629円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,982円	12,600円	13,885円	14,553円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,743円	13,400円	14,766円	15,477円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,504円	14,200円	15,648円	16,401円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,265円	15,000円	16,530円	17,325円
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,216円	16,000円	17,632円	18,480円
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,167円	17,000円	18,734円	19,635円
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,118円	18,000円	19,836円	20,790円
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,069円	19,000円	20,938円	21,945円
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,020円	20,000円	22,040円	23,100円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,922円	22,000円	24,244円	25,410円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,824円	24,000円	26,448円	27,720円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,726円	26,000円	28,652円	30,030円
21	280,000	270,000	～	26,628円	28,000円	30,856円	32,340円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.00%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.99%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～